

## 守口市不妊検査・治療費助成金

守口市では、不妊について正しく判断し適切な診療を受けるための支援として、不妊検査及び一般不妊治療を受けられた夫婦を対象に経済的な負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。【注意事項】申請・請求内容に不正・違反がある場合、交付決定の取消及び交付金の返還を求められます。

### 助成の概要

助成金額	助成対象となる夫婦がその期間中に実施した不妊検査及び一般不妊治療にかかった費用（自己負担額）の1/2（100円未満切捨 上限5万円） （例1）助成対象金額が 66,666円の場合 → 66,666÷2=33,333 → 助成額33,300円 （例2）助成対象金額が 150,000円の場合 → 150,000÷2=75,000 → 助成額50,000円
助成回数	一組の夫婦につき1回限り <b>【注意事項】 申請には「領収書」及び「明細書」の提出が必要です。</b>
支給方法	口座振込により支給（交付決定した場合）

### 1 助成対象者の要件

①～④すべてに該当する夫婦を助成対象者としてします。

要件	①法的に婚姻している。（住民登録が別世帯及び夫婦別住所の場合、法的な婚姻の証明が必要です。また事実婚は対象となりません。）
	②不妊検査の開始日から助成金交付申請手続きの完了日まで、夫婦共に守口市に住所（住民登録）を有する。
	③不妊検査開始時の妻の年齢が40歳未満である。
	④対象となる期間内に夫と妻が共に検査及び治療を受けている。
	<b>【重要】</b> 適切な治療を実施するため夫婦共に（男性の場合、第二子以降の不妊治療においても）検査は必ずおこなってください。 助成対象となる期間内に検査がおこなわれない場合は対象となりません。

### 2 助成対象となる期間

夫婦の一方が不妊検査を開始した日から夫婦の治療が終了した日までの期間（2年以内）を対象とします。

終了した日	①夫婦の一方が不妊検査を開始した日から診療過程において2年を経過した日を治療の終了日とする。 ②2年以内に妊娠その他の理由で医師が終了と認めた診療日を終了日とする。 ③特定不妊治療を開始した診療日を終了日とする。（医療機関を変更し特定不妊治療を開始する場合は別途治療開始の証明が必要です。）
-------	---

### 3 助成対象となる検査及び治療の内容

医師が不妊症の診断に必要と認めた検査、不妊治療の効果を確認するために必要な検査など、医療機関において夫婦が共に受けた不妊治療の一環としておこなわれる検査及び一般不妊治療を対象とします。※紹介状、証明書等書類作成料、手数料及び物品等の費用は対象に含まれません。

対象となる検査	女性の検査	男性の検査
	内診・経膈超音波検査 ホルモン検査 血液検査（末梢・生化学等） クラミジア検査 子宮卵管造影検査 その他 ※ 医師が不妊治療に必要と認める検査を実施した場合は対象とする。	卵管通気通水検査 頸管粘膜検査 フーナーテスト
対象となる治療	①タイミング療法 ②ホルモン療法 ③人工授精（配偶者間のみ対象） ※①②③以外の治療は対象外です。 <b>【不妊検査・治療に必要な医薬品について】</b> ●院内処方の場合、不妊検査・治療を実施した医療機関が発行する証明に含まれます。 ●院外処方の場合、不妊検査・治療を実施した医療機関が発行する処方箋に基づき調剤及び販売した薬局の証明が必要です。	

### 4 申請の方法 〔申請方法の詳細は別紙「守口市不妊検査・治療費助成金 交付申請マニュアル」を参照するかお問い合わせください。〕

医療機関等の証明	検査・治療を開始した日から終了した日までの領収書、明細書について医療機関等に証明書の作成を依頼 ①夫婦の一方が不妊検査を開始した日から診療過程において2年を経過する場合はその直前までの診療内容と領収済額について証明 ②夫婦の一方が不妊検査を開始した日から2年を経過せず治療を終了する場合は終了日までの診療内容と領収済額について証明 ③夫婦の一方が不妊検査を開始した日から2年を経過せず特定不妊治療を開始する場合はその直前までの診療内容と領収済額について証明 ※複数の医療機関で受診及び院外処方取扱薬局について申請する場合、それぞれの証明書が必要です。
申請期限	対象となる不妊検査・治療が終了した日①②③いずれかの翌日から起算して <b>6カ月以内</b> に申請してください。 ※「2 対象となる期間」参照
申請受付	守口市市民保健センター3階 健康推進課（午前9時～午後5時30分）までお越しください。 〒570-0033 守口市大宮通1-13-7 ☎06-6992-2217
申請に必要なもの	① 守口市不妊検査・治療費助成金交付申請に係る証明書（様式1） ※ 複数の証明が必要になる場合があります。（手数料等は対象外） ② 診療費の「領収書」及び「明細書または領収明細内訳証明書（様式1-②）」 ※ 提出すると返還できません。必要な人はコピーを提出してください。 ③ 守口市不妊検査・治療費助成金交付申請書（様式2） ※ 証明書に基づき作成してください。 ④ 守口市不妊検査・治療費助成金交付請求書（様式3） ※ 誤記入の訂正（訂正印・二重線など）は無効です。ご注意ください。 ⑤ 振込先金融機関の口座が確認できるもの ※ 預金通帳の口座名義、番号が記載されている面のコピーなど。 ⑥ 印鑑（朱肉を使用するものに限る） ※ 申請する際は必ず持参ください。 ⑦ 法的な婚姻が確認できるもの〔住民登録が夫婦別住所及び別世帯の場合のみ必要〕 ※ 戸籍一部事項証明書（抄本）戸籍全部事項証明書（謄本）など。